資料３

教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置について

１　概要

○子ども・子育て支援法において、「保育士等の人材確保及び資質の向上のための方策」が必須記載事項として定められている。

○また、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の概ねの（案）」（H25.8.6 内閣府）において、人材の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項が定められた。

　　　→　別紙１参照

○上記のことより、県計画に記載する人材確保及び資質の向上のための方策を検討する必要がある。

２　現状

（１）人材確保

①平成２５年度より国の補助金を活用し以下の人材確保事業を実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 事業名 | 事業内容 | H25実績 |
| １ | 保育士修学資金貸付事業 | ○貸付対象者：保育士養成校卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住民登録している者又は、県内の養成校に就学している者○貸付期間：養成施設に在学する期間（２年間を限度とする。）○貸付金額：月額５０千円○返還免除：卒業した日から１年以内に保育士登録を行い、原則として県内の保育所等に５年間引き続き勤務したとき。 | 貸付決定者30人貸付金額48,006千円 |
| ２ | 新卒保育士確保支援事業 | 保育士養成校の学生等を対象とした人材確保の取り組みを実施する。①県内就職相談会の開催（松江・出雲・浜田）②県外ガイダンスの実施（中国・関西地区）③離島及び県西部の保育所における人材確保の取組支援（隠岐及び県西部の保育所職員が県外の養成校に出向き、事業所説明等を行う際の旅費交通費を助成） | ①参加者数松江63人出雲37人浜田11人②参加者数6県124人③対象者数6件7人 |
| ３ | 保育士等処遇改善臨時特例事業 | 保育士確保に資するため、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金を交付 | 17市町（2町村は公立のみ） |
| ４ | 認可外保育施設保育士資格取得支援事業 | 認可外保育施設で勤務している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、保育士養成校その他施設の受講料等及び受講する保育従事者の代替職員の賃金を助成 | 実績なし |
| ５ | 保育士・保育所支援センター開設等事業 | 東部、西部の島根県福祉人材センターで、潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。※「保育士再就職支援コーディネーター」を配置し、保育所に関する募集採用状況の把握、求職者と雇用者双方のニーズ調整、保育所に勤務する保育士の相談対応、新規就職者のマッチング支援などの事業を実施。 | 相談件数　395件求人数　1,593件求職者数　402件紹介件数　 76件就職件数　 62件 |
| ６ | 保育士採用２～５年目研修 | 離職率が高いとされる勤務年数２～５年目の職員を保育現場への定着を図ることを目的とし、対話力、コミュニケーション力を高め、保育の専門職者としての自覚と自信を持って各種課題に向き合うための研修を実施（2回をとおして受講） | 東部1回目34名東部2回目28名西部1回目18名西部2回目18名 |

②保育士の人材確保方策の参考とするため、H25年度に保育士、保育所へアンケート調査を実施

　　→　別紙２、別紙３参照

（２）質の向上

質の向上ため、以下の研修事業を実施

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 事業名 | 対象者 | 内　容 |
| １ | 保育の質の向上のための研修事業 | ①保育所（認可外保育施設を含む）に勤務する保育士、保育所等で就労していない既保育士資格取得者、保育所（認可・認可外）に勤務する保育士以外の職員（看護師、調理員、事務職員等）②ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰのｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、市町村担当者 | ①保育の質の向上のための研修事業保育士の質の向上を図るため、保育所の職員等を対象とする研修を実施。また、保育所の職員等を対象とする研修（市町村が必要と認める研修に限る）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。②ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ担当者研修会　H25は、会員に向けた講習会の開催方法等について研修を実施 |
| ２ | 社会福祉協議会委託研修 | 保育所（認可外保育施設を含む）及び子育て支援センターに勤務する職員 | ①地域子育て支援センター担当者研修②乳児保育推進研修③障がい児保育推進研修④保育士現任研修（中堅コース）⑤指導的職員研修⑥子育て支援者スキルアップ講座（病児・病後児、障がい児の預かり人材養成講座） |
| ３ | 幼保小連携講座 | 保育士、幼稚園教諭、小学校教諭 | 幼保小の連携のあり方について理解を深め、幼保小連携を推進するリーダーとしての実践的な指導力の向上を図るための研修を実施 |

３　検討にあたっての留意点

①既存の事業については、原則として継続することとしてはどうか。

　ただし、既存事業で補助が重複等するものがあれば、廃止・統合を検討

　　※「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」は実績０人ではあるが、子ども・子育て支援新制度では、市町村また都道府県が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている認可外保育施設を保育の提供体制として加えることができるため、認可外保育施設の質向上の視点からも継続することとしてはどうか。

　　　　〈市町村子ども・子育て支援計画記載例〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | １号 | ２号 | ３号 |
| 量の見込み | 500人 | 500人 | 300人 |
| 確保方策 | 幼稚園・保育所等 | 500人 | 450人 | 200人 |
| 地域型保育事業 | 　　 | 　 | 50人 |
| 認可外保育施設 | 　　 | 50人 | 50人 |

②保育士、保育所へのアンケート調査の結果を踏まえ、事業の見直し等を検討することとしてはどうか。

③資質向上について、子ども・子育て支援新制度で研修の対象から漏れる者がいないかを確認したうえで、事業を検討することとしてはどうか。

〈子ども・子育て支援推進会議での意見〉

・児童養護施設内の保育所で勤務する保育士は、認可保育所等を対象とした研修には出られない（研修の情報もない。）。このような状況の改善を検討する必要がある。

・過疎地域で保育を行っている人を支援することは県の大きな役割であるてめ、そういった人達への研修についても考えていく必要がある。

４　その他の論点

○既存事業で不足しているものがあるか。

○検討にあたって、他に留意すべき事項があるか。

５　今後のスケジュール

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 5～7月 | 8月 | 9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 事業見直し検討 |  |  |  |  |  |
| 財政課協議 |  |  |  |  |  |
| H27予算要求 |  |  |  |  |  |
| 計画への反映 |  |  |  |  |  |

※事業の見直しは、子ども・子育て支援推進会議へ報告し審議を行う。